

軍需から民需への転換：旧第2海軍燃料廠から硫安 肥料工場へ

三輪，宗弘
東京工業大学

<https://hdl.handle.net/2324/6040>

出版情報：経営史学. 24 (3), pp.58-76, 1989-10-30. 経営史学会
バージョン：
権利関係：

軍需から民需への転換

—旧第二海軍燃料廠から硫安肥料工場へ—

三輪 宗 弘

はじめに——問題の所在

敗戦直後、企業は軍需産業から民需産業への転換を図った。食糧事情逼迫下、肥料増産は衆目の一致する国民的関心事であり、加えてポツダム宣言第十一項の中で「日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ 但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス」という連合国の基本方針が示されていた。航空機用ガソリン・カーバイト・アルミニウムの生産に従事した企業は、既存設備の転用による硫安・石灰窒素への転換を計画し、とりわけ旧肥料メーカーの対応は迅速だった。海軍・農林省・商工省・化学工業統制会も積極的に取り組み、連合国総司令部（以下総司令部と略

称）や在横浜第八軍・在京都第一軍団・各地方軍政部も肥料増産には熱意を持ち協力的であった。

本稿の課題は、軍需生産（戦時中）から民需生産（戦後）に移行した、第二海軍燃料廠の硫安工場への転換過程を、一次史料を用いて実証的にあつづけることにある。主に対象とする時期は、一九四五（昭和二〇）年八月から翌四六年六月までとした。戦時中ハイオクタン価ガソリンを製造していた旧海軍燃料廠の設備の転用による硫安製造は、占領政策の揺籃期には、非軍事化というその基本政策に抵触するとみられやすい問題であった。農業と軍事の双方にかかわるがゆえに、見解の相違が生じやすかったからである。また、視点を転ずると、この種の軍事産業から平和産業への転換は、古くて新しい課題である戦前と戦後の連続・非連続という問題⁴にもかかわってくる。化学工

業・石油化学工業において、何が戦後に受け継がれ、また何が新しく海外から持ち込まれたのか、という点に関する実証的研究は、技術導入一覧表を除けば、質量ともに乏しい。加えて東京大学社会科学研究所のシリーズ『戦後改革』で実証的研究の地味な蓄積の重要性が指摘され、多角的研究が進められたにもかかわらず、その後見るべき成果はあがっていない。このような現状に鑑み、筆者は、海軍燃料廠の戦後初期の転換経過をあとづけることによって、平和産業への転換というドラマステイックな変貌にもかかわらず、この過程で戦前戦中の資本ストック⁵や人材が再活用され、このことがこのすばやい転換を可能にしたことを浮彫りにしたいと考えた。企業が既存の資本ストックを生産活動に結びつけたことの重要性を見す⁶てはならない。また本稿は、敗戦直後、日本の企業は敗戦ショックのもとで、まともな生産活動を行っていなかったとする通説的イメージに反証を提起することも目指している。日本経済史・個別産業史・技術史の著作の記述の書き出しがほとんど「傾斜生産方式」もしくは「爆撃被害状況・損失」から始まり、一九四五年四六年前半の企業活動を等閑に付している。例えば著名な「戦後日本化学工業史」⁶では生産実績が上がっていないため、この時期の企業活動に極めて低い評価しか下していない。また、一方、連合国の権力や権限を絶対的であるととらえ、企業活動に自由裁量の余地が全くなかったかのような印象を与える歴史像が流布している。しかし、後段で詳述するように、化学肥料企

業は一九四五年八月から「今後」の経営方針を模索し、旧軍設備・資材の確保を図るなど活発な企業活動を展開していた。軽金属製造工業は肥料製造による生き残り戦略を真剣に考えていた⁷し、軍も企業への資材の移転に積極的であった。敗戦直後一時的に企業家は虚脱感に陥ったかもしれないが、肥料企業に限らず、企業は「今後」の対応策に追われ、従業員の最低限の賃金を支払えるような仕事を捜し、企業の存続を図ったはずである。本稿が対象とする第二海軍燃料廠の場合、日産化学工業の技術支援を得て、日本肥料^株によって硫安転換工事が進められ、東海硫安工業^株の誕生につながった。

先行研究についていえば、硫安肥料製造と旧海軍燃料廠転用に言及した網羅的通史として有用なものに『日本硫安工業史』⁸がある。賠償問題との関係で記述した研究に仙波恒徳氏の「対日賠償政策の推移」⁹があるが、海軍燃料廠の転換に関しては、『日本硫安工業史』に依拠しているところが多い。第三海軍燃料廠の転換経過については、神崎清氏の綿密な回想「徳山工場の回想」¹⁰が残されている。本稿は、石川一郎文書（東京大学経済学部図書館蔵）、陸海軍終戦処理・引渡関連資料（防衛研究所図書館蔵）、GHQ文書（国立国会図書館憲政資料室蔵）を利用することによって、従来の研究で跡付けられていなかった海軍の敗戦後の対応および農林省の傘下の日本肥料^株の対応を明らかにし、あわせて日産化学工業^株はじめ敗戦直後の企業活動をあとづけることを目指している。海軍・日本肥料^株・日産

化学工業(株)の敗戦直後における「企業」活動を、相互に関連させながら、実証的に明らかにする作業は、戦後経営史研究の進展の一助ともなり得るであろう。

第一章 敗戦直後の対応

設備と資材をめぐって

一 民間企業と肥料増産

敗戦から十七日目にあたる昭和二〇年(一九四五)九月一日、帝国ホテルにおいて、農林省・硫安肥料製造業組合・企業が会合し、第二回「硫安肥料工業二関スル官民懇談会」が開かれた。出席した企業は次の通りである。日本窒素、三菱化成、日産化学、日東化学、日本製鉄、東洋高圧、宇部興産、日窒化学、昭和電工、住友化学、住友多木、東亜合成、東北肥料。各企業が爆撃被害状況・復旧工事について報告を行い、これを受け最後の総括に立った硫安組合理事長井野碩哉は、業界の先行き不安を代弁して以下のように語った。

「業者ノ内ニハポツダム宣言ノ実行ニ当リ硫安工業ガ認メラレハシマイカトノ危懼ノ念ヲ懐キ手控工勝トナル向モアルヤニ懸念セラル、ヲ以テ此点ニ関シ政府ガ補償ヲスル態度ヲ決定サレ度ク農林大臣ニ進言シタル処大蔵大臣トモ相談シ閣議ニモ懸ケル旨返答ヲ得タリ」

この発言を受け、同席した農林省肥料統制課長柿手操六は、肥料増産への協力を明言した。

「硫安一六二万噸石窒三八万噸過燐酸一五〇万噸ヲ最後迄残スベク頑張ル覚悟デアリ、業者ノ将来ニ対スル不安ヲ除去スル為メノ措置ニ附テハ資材局長モ充分考慮スベシトノ意向」

「復旧ニ要スル資材ハ早急ニ調査シ最近種々ノ資材ガ入手シ得ラル、情勢ニ在ルヲ以テ当局並ニ組合ト密接ナル連絡ヲ願度」

物資欠乏の著しかった戦時中に資材の配給を後回しにされ、肥料生産量が低下した化学肥料会社にしてみれば、資材確保に関する政府保証は、増産計画立案に欠かせない前提であった。ポツダム宣言受諾の報を新聞で知った軍需関連企業が平和産業への方向転換を図るのは当然の対応である。資金支払い・予想される賠償問題・時下の食料難に鑑み、農作物増産に必要な肥料製造は、占領下の企業活動を円滑ならしめる、という判断も当然働いたであろう。井野理事長・柿手課長の発言は企業側の将来見通しに対する不安や動揺を受けたものであるが、政府側の並々ならぬ決意が伝わってくる。

戦時中、原材料の確保困難・人手不足・交通網の麻痺・爆撃による破壊およびその結果生じた隘路によって、生産能力が大幅に低下した(表Iを参照せよ)。だが、まだまだ復旧・修繕可能な機械や無傷の設備は残っていた。社史を繕えば枚挙にいとまなしであるが、二、三の肥料関連企業の活動を挙げれば、日本カーバイト奥村政雄社長は八月一九日に石灰窒素三倍増産

計画を立て、しかも島田俊雄農林大臣に資材面での協力を取り付けた。昭和電工川崎工場は、八月一日、復旧方針を決定し、電解設備・合成設備等の比較的被害の軽微なものから工事に着手した。また昭和電工鹿瀬工場では、老朽化してはいたが残存設備ではやくも九月六日に、石灰窒素肥料生産を再開した。さらに、電気化学工業(株)取締役社長近藤煥次は昭和二〇年八月二十七日付けで化学工業統制会会長石川一郎宛に次のような書簡を出状した。ここには、終戦直後のすばやい企業活動が鮮かに示されている。

「拝啓 去ル廿五日開僅セラレタル懇談会ノ御指示ニ基キ弊青海工場、大牟田工場並ニ傍系会社タル北海電化伏木工場及ビ東北電気製鉄和賀川工場ノ四工場ニ於テ至急石灰窒素肥料生産増加ノ計画ヲ樹立致候 就而此際右計画ニ要スル窒素瓦斯製造機ヲ青海、大牟田、伏木ノ三工場ニ毎時一、〇〇〇立方米装置各一台設置スル必要有之候ニ付何卒御斡旋被下度願上候 敬具」(傍点引用者)

この書簡から読み取れることは、化学工業統制会も懇談会を開催し、企業に肥料増産・設備拡張を慫慂していたことである。また、電気化学工業がこの機会をとらえ全国で石灰窒素増産を図るとともに、隘路になっていた窒素分離器の手配斡旋まで依頼するという意欲的態度を示していることである。なお、石川会長は当時硫安肥料製造業組合相談役も兼務していた。

以上のように、終戦の月の八月から九月にかけて、企業・農

林省・化学工業統制会・硫安肥料製造業組合が相互に情報交換を行いながら、敗戦後への不安や問題点を少しでも取り除き、肥料増産を軌道に乗せようと努力していたことがわかる。

一一二 連合国と日本の戦闘能力破壊

占領開始前後の米軍の最大関心事かつ主任務は、日本の戦闘能力を無に帰すことであった。GHQ—SCAPが昭和二〇年(一九四五)九月二日に日本大本営に命じた「陸海軍一般命令第一号」(SCAP Dir No. 1)の第一項で「完全ニ武装ヲ解除シ且上記ノ連合国指揮官ニ依リ指定セララルル時期及ヒ場所ニ於テ、総テノ武器及ヒ装備ヲ現在ノ儘完全且良好ナル状態ニ於テ譲渡スルコトヲ命ス」と記され、具体的には第六項で輸送施設・通信施設・軍用物資製造工場などの維持が掲げられ、「総テノ兵器、弾薬、爆発物、装備、軍貯蔵品、補給品其他有ユル種類ノ戦用品並ニ戦用資材」を「毀損セス且良好ナル状態ニ置クヘシ」と記述されている。この件に関連して、米軍の求めで九月二二日にH・イーストウッド大佐(後のG—IV部長、H Eastwood)を往訪した岡崎勝男終連長官は、左記の通知「陸海軍ノ軍需品引渡シニ関スル件」を受けた。

「米側ハ大体十月末迄ニ日本陸海軍ノ武器、弾薬、軍需品等ノ引渡ヲ受ケル筈ナルガ、今般其ノ大部分ヲ日本政府ニ引渡スコト、セリ。右の中食糧、医薬品、寝具等ハ之ヲ救済事業ニ使用セラレ度、其ノ他ノ物質(『スクラップ』

表 I 戦時中から戦後にかけての化学肥料・アルミニウム生産量(トン)

年 度	化 学 肥 料 工 業				軽金属工業
	硫 安 (全国)	硫 安 (昭和電工)	硫 安 (日産化学)	石灰窒素 (昭和電工)	アルミニウム (昭和電工)
1940	1,111,155	171,048	100,778	42,600	9,874
41	1,240,295	184,776	90,284	60,346	14,730
42	1,146,087	167,060	98,939	45,055	18,491
43	966,456	176,017	85,434	34,163	22,779
44	712,311	120,995	77,714	35,392	28,276
45	243,021	25,257	70,364	16,882	6,035
46	469,376	55,761	81,494	39,867	1,207
47	720,225	70,584	77,803	46,058	1,242
48	915,363	93,492	73,288	67,665	1,700
49	1,185,451	109,122	96,973	107,149	4,729
50	1,501,210	162,525	—	124,797	4,281

(1) 『昭和電工五十年史』264-265頁、日産化学『八十年史』321頁及び『日本硫安工業史』775頁より作成。

(2) 単位はトン。

等ヲモ含ムハ之ヲ有効ニ使用セラレ差支ナシ。(傍点引用者)

占領計画を立てたのがG-Ⅱ(参謀第二部)であり、武器処分担当はG-Ⅳであった。停戦後の喫緊の課題が、陸海軍戦力の潰滅つまり対日軍事処理にあったことは、交戦終結直後の状況下では当然のことである。後に米国防務省が刊行した『マッカーサー・レポート』(Reports of MacArthur, 1966)には、急速な兵器破壊状況が記され、陸海軍の協力も賞賛されている。付言しておく、海軍の場合、海軍大臣米内光政の名で各部隊に占領軍に協力するよう通達が発せられ、すでに接収準備がすすめられていた。¹⁹⁾

軍需品を陸海軍から受渡され、保管することになった内務省は九月二七日に「警保局警務発甲第一二四号」つまり「連合軍ヨリ帝国政府ニ対シ交附サルベキ武器其ノ他軍需品及軍事施設等ノ警備措置ニ関スル件」を府県長官に通牒した。「一部ヲ除キ」「引渡ト同時ニ民間救済ノ為使用スルコトヲ条件」にして、連合軍ヨリ日本政府に「十月末迄ニ之ガ引渡交附ヲ完了セラルル予定」であった。しかし、実際の内務省の対応は遅れて、物資が円滑に民間セクターに移転されず、占領軍すらいらだちを感じるのであった。一斑を示せば、第八軍経済部長バロード大佐は、昭和二年一月一日、「従来経験に徴するに内務省の措置は概ね敏速を欠き居れり」と述べている。また一月九日には「問題は表の上に於て引渡され居るや否やにあらす現

実にかかる物資が動かされ日本の適当なる産業の需要を満し居れりやの点なり」と指摘している。²¹ 占領の主力実施部隊の第八軍が民生維持にも腐心していたことがうかがえる。対日軍事処理に対して峻厳であることと民生維持とは区別して考えていた事実がわかる。

一三 海軍と陸軍

ポツダム宣言で非武装化が明記された陸海軍は、敗戦に伴う指揮命令系統の乱れが極く一部でみられたが、概ね堅実に終戦処理任務を遂行したといえる。軍はつぎつぎと指令や命令を発し、新事態に即応すべく努力をかさねた。戦闘停止・引揚げ・武器処理・書類焼却等様々な任務があつたが、本節では陸海軍の平和産業転換に果たした役割を残された資料からあきらかにしたい。軍から民間への権限委譲が各地で行われたが、通達に関する書類は、用済後ただちに焼却された。

昭和二〇年八月一五日、海軍次官名で「関係各局部長」に官房軍機密第七四八号「戦争状態終結二件フ緊急措置ノ件申進問題ノ件左記ノ通措置相成度」が出令された。なお、この「処分法」は「了解セバ直ニ焼却」と指示されている。本文「二」は次の通りである。

学 史 營 經

- 「軍需生産体制ヲ速ニ国民生活安定並ニ民力涵養ニ転換スル為左ノ通処理ヲ進メ軍民ノ親善増進ヲ期ス
(イ) 軍管理工場ノ管理ヲ解除シ製品半製品及原材料ノ保管

流用ハ差当リ生産責任者ニ一任ス

(ロ) 軍需生産ハ速ニ之ヲ停止スルモ(主食糧ヲ原料トスルモノヲ含マズ)、交通機関、農機具、監、鉄、石炭其ノ他原材料等ノ平和産業向ノ生産ハ之ヲ続行ス

(ハ) 兵器(平和的使用可能ノモノヲ含マズ) 以外ノ軍需品、物品殊ニ燃料、自動車、(一ヶ月分以外ノ)衣糧及薬品、

木材其ノ他ノ資材ヲ陸、海、軍需省以外ノ各省地方機関、又ハ民間ニ無償保転(払下)ス。(傍点ヲ引用者)

八月一七日、東久邇宮内閣は同趣旨の閣議決定「戦争状態終結二件フ国民生活安定ニ関スル緊急措置」を行った。「方針」で「国家ハ直チニ一切ノ軍需生産体制ヲ切捨テ先ツ国民生活ノ安定確保並ニ民力涵養ニ全力ヲ傾倒スルコト」と記されている。この閣議決定は官房軍機密第七四八号を受けて、用意周到のもとの最初の閣議でなされたものであつたと筆者は思う。端的に言うなら、非武装化を余儀なくされた陸海軍が「軍需生産体制ヲ切捨テ」、国民生活の負担を少しでも減じようとした試みであつた。

他にも例えば、昭和二〇年九月一七日に開かれた「第三分科会」(担当不詳)は「海軍工場処理要領」を検討作成した。この要領は「厳秘」取扱いであつたが、化学工業統制会には写しを送付された。海軍工廠・海軍火薬廠・海軍燃料廠を擁する海軍が、いち早く密かに民間企業への施設受け渡しを真剣に考えかつ取り組んでいたことを示すものである。「方針」には

「民需工業ニ転換シ得ベキ工場ハ速ニ之ヲ転用シ以テ平和産業ニ奇与セシム」と明記されている。軍事産業から平和産業への大転換に対して海軍がすでにこの時期からイニシアティブを取っていたことが鮮明に浮かび上がってくる。他方、陸軍も板橋造兵廠・陸軍燃料研究所・陸軍燃料廠の民間への引渡しに手を尽くしている。広範な旧軍関係設備が民間企業や地方公共団体に移され、新たな生産設備・施設として時には仮の学校校舎として再出発した。⁽²⁷⁾一例として、三重県での旧軍用施設利用状況を表Ⅱに示した。

第二章 第二海軍燃料廠の硫安肥料工場

への転換

——海軍・農林省・日本肥料・日産化学工業のあいだの国内調整——

二一 海軍の転換許可申請とGHQの許可
 海軍省は昭和二〇年一〇月一日付けで「第二、第三海軍燃料廠ヲ日本肥料株式会社ニ私下ケ硫安肥料ヲ生産スル件」⁽²⁹⁾ (Disposal of Facilities belonging to the 2nd and 3rd Naval Fuel Depots to the Japan Fertilizer Co. Ltd. for the Production of Sulphate of Ammonia) [ND. NO. 48, CLO NO. 128] を「連合国最高司令部」(SCAP) に申請した。

表Ⅱ 旧軍施設の校舎への転用(三重県)

学 校 名	旧 軍 用 施 設
桑名 中 学、桑名 高 女	香良洲三重航空隊の一部
桑名 市 内 国 民 学 校	香良洲三重航空隊の一部
桑名 郡 城 南 国 民 学 校	香良洲三重航空隊の一部
四 日 市 商 工 学 校	鈴鹿市高塚町東海第五八一部隊の一部
四 日 市 市 内 中 等 及 国 民 学 校	鈴鹿市石薬師東海第五五五部隊の一部
大 矢 知 村 国 民 学 校	香良洲三重航空隊の一部
津 市 内 中 等 及 国 民 学 校	多気郡斎宮第七航空通信連隊の一部
宇 治 山 田 市 内 中 等 及 国 民 学 校	鈴鹿市高塚町東海第五八一部隊の一部
	明野陸軍飛行部隊湯田教育隊の一部
○軍用施設の一部を現地でそのまま仮校舎とした学校	
四 日 市 商 業 学 校	旧第二海軍燃料廠庁舎
四 日 市 市 立 商 工 学 校	日永追分旧海軍燃料廠男子寄宿舎
津 中 学 校	久居第三連隊兵舎
津 工 業 学 校	久居第三連隊兵舎
津 市 立 高 等 女 学 校	津高茶屋海軍工廠庁舎
宇 治 山 田 中 学 校	斎宮航空通信隊兵舎
宇 治 山 田 工 業 学 校	斎宮航空通信隊兵舎
三 重 師 範 学 校 男 子 部	香良洲三重航空隊兵舎

(出所『三重県教育史』第三卷十二章)

「日本国内食糧ノ需給事情ハ極メテ逼迫シアリテ主食料ノ増産ニ努ムル要アル処之方生産増加ノ為ニハ硫酸肥料ノ多量供給ヲ必要トス

然ルニ一方硫酸需要量ノ年間約二百萬噸ニ対シ年産見込ハ戦災ニ依ル工場被害及工場施設ノ衰朽等ニ依リ六〇萬噸ヲ出デズ

第二第三海軍燃料施設中主トシテ高圧水素添加装置關係施設ヲ使用スレハ第二海軍燃料廠ニテ年産約十五萬噸第三海軍燃料廠ニテ年産約五萬噸ノ硫酸肥料ヲ生産シ得ベキ見込ニ付日本政府ヨリ別紙要領「省略」ニ依リ第二第三海軍燃料施設ヲ日本肥料株式会社ニ払下ノ上生産ヲ転換ノコトト致度ニ付御承認ヲ得度」(傍点―引用者、提出書類ハ英文)

この海軍省の申請を受けて、総司令部は一〇月一〇日に転換許可 (AG 091.33. ESS)⁽³⁰⁾ を出した。当時は S C A P I N 番号は記されていなかったため、後日遡って加記されたが、本指令は実質的に取り消されたので番号は追記されずに終わった。正確を期するため、原文で認可箇所を記す。

学 史 管 経

The request of the Japanese Navy for authority to transfer facilities of the 2nd and 3rd Naval Fuel Deposits to the Japan Fertilizer Co. Ltd. is approved for the following plants: (.....) (.....)

この許可を受け、一〇月一二日、海軍省軍需局長森田貫一中

将から第二海軍燃料廠長並河孝少将に「高圧水添装置等ヲ硫酸工場ニ転換準備ノ件照会」⁽³¹⁾ が行われ、「目下中央ニ於テ關係各部ト協議ノ上計画中ノ処概ネ別紙要領ニ依リ実施致度ニ付貴廠ニ於テモ左記事項ニ就キ予メ準備シ置カレ度」と指示が発せられ、次の四項目が命ぜられた。

一、使用予定装置ノ整備ニ必要ナル機品ノ現状調査

二、本転換工事ニ必要ナル人員ノ確保

三、使用予定装置ノ整備

四、所要資材ノ調査並ニ確保

特に「一」の中で、民間企業に関する調査が下達された。

(イ) 民間会社ニテ新製、改造、修理中ノ機器ノ現状

(ロ) 疎開或ハ民間ニ払下又ハ貸与セル機器ノ現状並ニ之ガ復

旧計画

同様に一〇月一二日に農林次官重政誠之から日本肥料(株)理事長井野碩哉(元農相)に「第二、第三海軍燃料廠ヲ硫酸工場ニ転換許可ニ關スル件」⁽³²⁾ が通達された。なお、日本肥料(株)は、昭和一五年七月に政府が五〇%出資し、ほかに全購連・大手肥料企業などが出資した肥料配給統制機関であった。⁽³³⁾ 海軍省と農林省との打ち合せの結果、第二・第三海軍燃料廠は、政府半額出資で公的格の強い日本肥料(株)にとりあえず一括して払い下げられた。⁽³⁴⁾

二二二 海軍（現地四日市と中央東京）と日本肥料株

本節では、四日市で残務整理にあつた山川貞市大佐の『雑記帳』⁽²⁵⁾（以下『山川雑記帳』と記す）に準拠して、第二海軍燃料廠の生々しい転換過程を追っていきたい。この『山川雑記帳』は一次史料として唯一の貴重な記録であり、敗戦直後の海軍の残務整理にかかわる国内の動きを伝えている。

昭和二〇年一〇月二三日、海軍省軍需局において、上京した並河第二海軍燃料廠廠長は、次の諸点について質した。⁽²⁶⁾

- 一、硫安許可ノ件？⁽²⁷⁾司令部ヨリ六軍ニ指示方取計リシ度。
- 二、硫安工場陣容一部希望シアルモ中央ノ意向不明ナルタメ（中央ノ人入ルカ）決定ニ到ラズ。陣容決定セザレバ仕事進マズ。
- 三、資本ハ如何ニナルヤ。作業ノ基礎ナルタメ納得セズ関係者不安アリ。
- 四、技術的ニ方式（ニ燃装置ニ適スル）ヲ決定ノ要アリ。資材、器材 待タズ進メ。
- 五、日本肥料ガヤルノカ→或会社ヤルカ不明、農省ト交渉中（大臣次官カワル）

質問「一」は、第二海軍燃料廠の所管がSCAPの経済科学局（ESS）から一時的に第六軍・第八軍に変更されたことに起因する依頼である。質問「二」「三」「五」は、転換工事推進をだれが行うのか、ということに関する問い合わせである。日本肥料は配給は行っていたが、肥料製造実績はまったくなかつ

た。それ故、一旦日本肥料に払い下げた後、実際に製造を依頼する払い下げ企業にも注意が向けられている。質問「四」はどの合成方法を選ぶのかという技術問題である。企業によって、採用している技術が異なるので、工場建設担当企業の決定にもかわってくる。さて、この質疑を受け、海軍省軍需局はとりあえず以下のように答えた。⁽²⁸⁾

- 一、近ク出ス
 - 二、相手判然セズ 決定シ難シ 一応出セ
 - 三、資本不明。日肥↓会社??自力。不明
 - 四、方式不明ニ付片測案ニテ大体ノ資材ヲ集メルコト
 - 五、各工場ハ分轄ノ予定ナル? 独立ハ考ヘル
- 三燃調査ノ結果得ル

翌日の一〇月二三日に行われた「東京打合」において、検討調査をふまえ左記のことが申合わされた。⁽²⁹⁾

- 一、硫安許可ノ件？司令部ヨリ六軍ニ指令方申込済
- 二、硫安工場陣容ニ関シテハ農林大臣次官交更⁽³⁰⁾タメ未ダ確定セズ 日本肥料占接ヤルカ日露等ニヤラセルカモ不明ナリ 従ッテ相手不明ナルタメ陣容判然トセズ 可成速ニ決定スル様努力中ナルモ廠側トシテハ Dept. Manager ヲ以テ案ヲ作り（工場長、作業主任ハ中央ニテ決定ス）送付アリ度シ。其者ハ残ッテ準備ニ着手アリ度シ 要スレバ囑託トシテ 但シ他ニ就職ヲ防⁽³¹⁾ゲズ
- 三、名古屋工場ハ三燃所要機材ノ状況ニヨリ分轄スルカ否

カヲ決ス

四、資材ハ硫安用ニ必要ナルモノヲ明クトシテ内務省ニ引渡ス如ク準備？

(イ)第六軍の内諾(ロ)陣容の決定(ハ)資材と設備の調査(ニ)技術方法等が討議検討されたことがわかる。海軍は引渡準備をすすめるとともに、将来への青写真まで描いたうえで払い下げの意向であった。ところで、周知のように、二転三転した後、昭和三〇年(一九五五)八月二六日の閣議で、四日市旧海軍燃料廠は三菱グループとシェルグループに、徳山旧海軍燃料廠は昭和石油と出光興産に、岩国旧陸軍燃料廠は三井グループと日本鉱業にそれぞれ払い下げること正式決定された³⁶。しかし昭和二〇年末の時点では一括して日本肥料(株)が払い下げを受けた。つぎの問題として日本肥料が自ら経営するのか、民間企業に依托するのかということがもちあがったが、第二海軍燃料廠は日本肥料が直営、第三海軍燃料廠は日本窒素が受け持ち、岩国陸軍燃料廠は三菱化成が担うことになった。

前述したように技術を持ち合わせていない日本肥料には工場を建設・運営していく経営能力はなかった。そこで依托が検討されたのであるが、四日市第二海軍燃料廠の場合は日本肥料が直営することになり、日産化学工業の多数の技術者が工場建設・操業にたずさわった。そこで、つぎに、日産化学工業が転換工事を管掌するに至る経緯に一瞥を加えたい。一〇月三十一日の海軍との打合せの席で日本肥料の代表は「人ノ和ハモツ

学 史 経 営

トモナリ」と述べ、海軍復員者の受け入れに牽制を入れ、「直営デヤルカ 業者ヘタノムカ 連合シテヤルカ未決ナリ」³⁵「外二人員組織何トモ云ヘヌ」と釘をさした。この日本肥料の発言は当時転換工事の進め方・担当企業が検討中であつたことを物語っている。当時日本肥料の内部では、技術に定評のある日本窒素に第二海軍燃料廠を任せたいという意見も根強かつた³⁷。しかし日本窒素は日産化学工業に比べて、創業者野口達之の逝去および外地事業の喪失のために積極的に働きかける環境になかつた³⁸。さて、漸く一月に入ってから生産方法が具体化してきた。たまたま日本肥料に入社した片渕智中佐が、以下のように技術説明を行った。(日付不詳)

「反応筒内部構造ハ『一、ファウザー』トスルヲ可トス。

五〇〇℃三〇〇気圧 検討スルノ要アリ。一、ファウザー

(日肥)ニテ 特許ノ件処理スルコト。一、触媒ハ日産ヨ

リモラウコトトス。一、硫安工場ノ指揮案 日産ハ協力工

場トスルヲ可トス。」

ここではじめて「ファウザー」式硫安製造方法が登場する。

当時日本の大企業で、ファウザー法を採用していたのは日産化学工業である³⁹。それ故、生産方法の決定は、即、提携先の決定につながってくる。ここで想起されるのは、当時日本肥料理事の要職にあつた織田研一(元日産化学工業富山工場長)の果たした役割りである。民間企業から日本肥料に出向している人の中では、織田氏ほど技術にうじている人はいなかつた。実際片

渕智中佐の談話では「織田研一氏に教えを受け、硫安転換計画を立てた」とのことである。「山川雑誌」にも「日産化学」が技術面で多岐にわたり人材を送り出していることが記されている。一二月月上旬に行われた「東京打合事項」から人員配置に関する記述を抜粋する。

一、織田工場長ハ極力日産等ヲ入レ勢力ヲ主体^{（再上原部長之）}セントス
 （日産化学 日産液体燃料）。日産化学研究科次長^{（井上）}
 。小名浜日本水素、東北肥料ヨリ。ファイアグ発生炉^{（新）}技者
 。日産化学富山工場ヨリ一〇名位ウィンクラック「発生炉^{（新）}技者」。
 合成ハ三井中佐^{（新）}課長。日産化学ヨリ補助ヲ出ス
 。日産化学ヨリ電解技術者ヲ出ス。日産液燃ヨリ電気^{（新）}ッ
 「技術者ヲ出ス」（二級免状持）。工作課長モ日産等ヲ
 考ヘアリ

二、四日市配員希望。海、日肥、日産ノBalance。日
 肥本社ニテBalance取ルトノコト故中央ニテ打合ハサレ度
 三、名古屋ノ配員。従来方針未定ノタメ中央ノ申合ナキニ
 付別表ノ通申合サレ度Balanceノ件四日市ニ同ジ
 四、理事長へ。藤尾、並河、山川、ロボットニスルナ
 五、織田氏本社建設局長、片渕交更ノ予定

海軍特に現地四日市残務処理員の関心が、海軍・日本肥料・日産化学工業の三者間の割り振り（バランス）に向けられている。日本水素^{（株）}・東北肥料^{（株）}からヒヤグガス発生炉の専門家が派遣されることになったほか、大船第一海軍燃料廠から三井

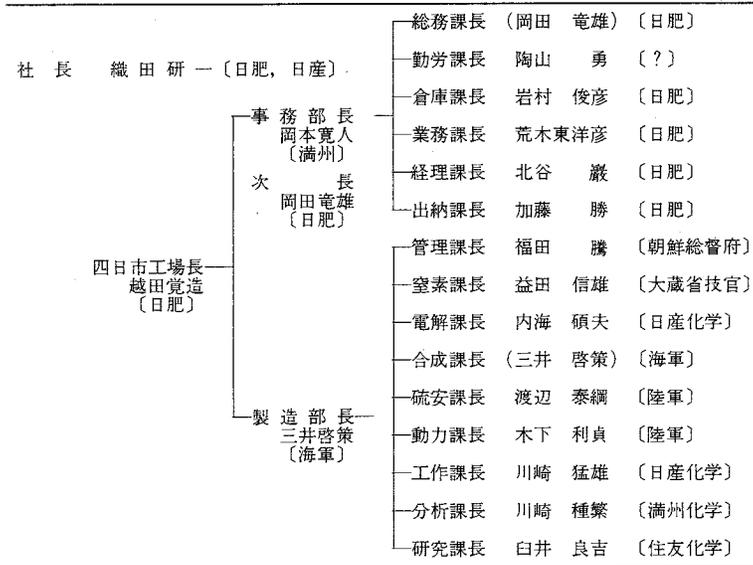
啓蒙技術中佐が「合成」担当者として名をつらねている。「ロボットニスルナ」という一行の中に海軍（現地四日市）の焦躁や不安があらわれている。ところで、表Ⅲに組織一覽表を掲示する。また表Ⅴに海軍「硫安工場建設準備員」として四日市に残った者を掲げる。

昭和二〇年一二月二日、第二復員省で開かれた「需品部長打合」の結果、「人事均衡ノ件諄承 一七日一三〇〇 日肥本社ト打合ノ事トス」となり、中央で話を進展させることになった。またこの席上、第二復員省事務官木山正義中佐は「一、二、三燃ノ資材ハ一括シテ処理ス（肥料優先）ルニ付必要数ヲ早く出スコト」と述べ、旧海軍燃料廠の所有資材を優先して肥料工場に割り当てるといふ海軍中央の立場を伝達している。付言しておきたいことは、大船第一海軍燃料廠は、全国農業会に引継がれ、昭和二年四月に全国農業会農業科学研究所となった。しかし昭和二年八月一日、GHQからの解散命令に基づき、全国農業会はすべての活動を中止した^{（43）}ことである。以上、敗戦後の海軍の四日市での残務処理と日本肥料との調整について述べた。

二―三 日本肥料^{（株）}と日産化学工業^{（株）}

――転換工事をどう進めるか、主か従か――
 経営権を持つ日本肥料と技術を有する日産化学工業の対応の相違に留意しつつ、両社の旧第一海軍燃料廠転換に対する方

表III 東海硫安工業(株)職制 (23年11月)



- 1) 東海瓦斯化成(株)「工場15年の歩み」13頁より作成。
- 2) 内海碩夫氏(元工場長)(他)の御教示による。
- 3) 註42をみよ。

針・戦略の一端を明らかにしていきたい。すでに述べたが、昭和三〇年まで政官民の間で駆け引きが繰り返された「旧陸海軍燃料廠跡地払い下げ問題」の先駆けとなった企業活動ととらえることもできる。跡地が工業用地としていかに有用であったかは、大コンピナートが四日市、徳山、岩国に形成されたこと³⁶⁾で証明できる。

昭和二〇年九月に日産化学工業の社長に就任した苦米地義三は、肥料増産・肥料への転換に精力的に取り組み、各工場に「全能力を挙げて硫安、その他各種肥料の生産に着手するよう」⁴⁴⁾に指示を出した。日本窒素とともに日本を代表する肥料会社であった日産化学工業は、自社の生産増強にとどまらず、他企業の肥料製造にも協力を惜しまなかった。一例をあげておこう。戦時中航空機用潤滑油の生産を

表IV 硫安工場建設準備員として四日市に残留した者(昭和20年10月)

山	川	貞	市
森	田	彰	久
松	本	忠	太
田	中	重	男
小	川	次	郎
藤	田	義	郎
秋	山	政	武
中	村	任	桂
内	田	敏	文
末	光		正
澤			

日本肥料(株)「旧二燃廠ヨリ日肥ニ転換経過概要」より

行った⁽⁴⁵⁾花王石鹼(株)和歌山工場には、転換作業のため技術者を派遣した。その他、宇部興産・日東化学・全国農業会にも助言および技術協力を行った⁽⁴⁶⁾。さて、本論にもどり、日産化学工業は第二海軍燃料廠の転換に参加したが、取り組み方針は一体どのようなものであったのか、また日本肥料との間で何が争点になったのであろうか。この点に関して、化学工業統制会が入手した関連資料「石川一郎文書——東大経済学部図書館蔵」から輪廓を描きたい。貴重な記録と筆者が判断したものは、敢えて本文中に全文を引用した。日産化学工業の苫米地第一案、第二案、それに日本肥料の重政誠之理事長案である。第一案は、化学工業統制会が昭和二〇年一月二日に落手したものであり、第二案は三日後の二四日である。重政案の入手月日は一月二日である。尚、重政理事長は昭和二〇年一〇月に井野前理事長より引き継ぎ、一二年五月まで職責を務めた。

苫米地第一案

「今回日本肥料ハ海軍燃料廠四日市工場ヲ硫酸工場ニ転用スル目的ヲ以テ払下ヲ受ケタルニ付之ガ急速実現ヲ期スル為メ其建設施行ニ関スル一切ノ件ヲ日産化学工業ニ委任シ之ニ関スル両社ノ協定左ノ如シ

- 一、日本肥料ハ所用資金ヲ供給スル事
- 一、建設用資材、機械類ノ入手ハ両社協力スル事
- 一、建設ニ関スル設計、技術、施行方法等工事完遂ニ至ル期間ノ事業及ビ人事ニ関スル件ハ一切日産化学ニ於テ之ヲ

担当スル事、但シ製造法、設備並ニ施行予定等重要ナル事項ハ予メ両社間ニ協議スル事

- 一、日産化学ハ其経験、人材及ビ所有特許權等ヲ提供シ、ガ建設ニ最善ノ努力ヲ払フ事

- 一、建設工事を完了シ予定ノ製造成績ヲ挙ゲル確認ヲ得タル時ハ之ヲ日本肥料ニ引渡スモノトス、但シ日産化学ハ其ノ製造方法、設備ガ自社ト共通シ之ガ連繫運営ガ相互ノ利便ナルニ鑑ミ引継キ委任経営ヲ希望スルモノトス
- 一、日産化学ノ建設請負ニ対スル報償並ニ前項但シ書ニ就テハ引渡當時ニ於ケル諸事情ニ基キ之ガ裁定ヲ農林、商工大臣ニ一任スルモノトス(傍点——引用者)

苫米地第一案を要約すると、資金は日本肥料が出し、工場建設は日産化学工業が受け持つ。工事終了後新工場は日本肥料に引渡すが、「引継キ委任経営ヲ希望スル」ということである。では、つぎに、日本肥料(株)重政理事長(前農林次官)の提案を掲げる。

重政氏の提案

- 一、日産化学ハ人材及所有特許權等ヲ日本肥料ニ提供シ工場建設ニ最善ノ努力ヲ払フコト
- 二、日本肥料ハ日産化学ニ対シ正当ナル報償金ヲ払フコト
- 三、日産化学ノ社長ハ工場建設ニ附日本肥料ノ顧問トシテ意見ヲ徴スルコト

重政日本肥料案は、端的に言えば日産化学工業の「人材及所

有特許等」の総合的技術力を工場建設に投入してほしい。それ
にみあう「正当ナル報償金」は支払うという内容である。苦米
地第一案と比べると、そつけない印象を受ける。この重政案を
受け、日産化学工業は第二案を作成する。

苦米地第二案

- 一、日産化学工業会社ハ日本肥料会社ガ今般松下ゲラ受ケ
タル元海軍燃料廠四日市工場ヲ硫酸製造工場ニ転換スルニ
ツキ之ガ建設事業ニ対シ全面的協力ヲ為スモノトス
- 二、日産化学工業会社ハ其経験、技術及ビ所有スル特許権
ヲ提供シテ之ガ建設並ニ其経営ヲ援助スルモノトス
- 三、日産化学工業会社ハ同時期ニ於テ自社ノ増設、拡張工
事ヲ施行スルニ付両社ノ建設事業ガ緊密ナル連繫ノ下ニ進
捗スル様両社間ニ充分ナル連絡ヲ採ルコト
- 四、右建設ニ関係スル両社ノ職員^{〔二〕}対シテハ協議ノ上相互ニ
囑託ト為スコト
- 五、日産化学工業会社ノ社長ヲ日本肥料会社ノ理事ニ選任
スルコト
- 六、日本肥料会社ハ日産化学工業会社ノ提供セル特許権使
用ニ対シ該特許有効期間中適当ノ使用料ヲ支払フコト
- 七、日本肥料会社ハ日産化学工業会社ノ技術、経験、製造
方法、特許装置等の伝授並ニ建設ニ対シ適当ノ報償ヲ為ス
コト
- 八、日本肥料会社ハ其建設竣成シタル以後ノ経営形態ニ就

テハ日産化学工業会社ノ特殊關係並ニ製造様式ノ共通性ニ
鑑ミ適当ノ好意的考慮ヲ払フコト（共同出資ニヨル独立立
社ノ設立ニハ委託経営等ノ如キ）〔傍点―引用者〕

苦米地第二案の「二」の中で「建設並ニ其経営ヲ援助スル」
とあり、「八」には「経営形態」については「適当ノ好意的考慮
ヲ払フコト」とが記され、例として「共同出資ニヨル独立立
社」の「委託経営」をあげている。日産化学工業の見地からす
れば、単なる建設工事担当者に終るのではなく、何らかの形態
で経営参加したかったことは、明らかである。日本肥料が経営
については一切触れないのとは、対照的である。また「六」に
おいて特許使用料が明記されているが、第一案にはない事項で
ある。以上のことから窺えることは、日産化学工業は技術・建
設協力を背景に経営参加にまですすみたい意向があつたとい
うことである。正式の契約書は見ることができなかつたので、現
在のところこれ以上詳しく筆をすすめることができない。

さて、昭和二十一年三月四日、日本肥料は第六三回理事会を開
催し、「第一号議案、旧第一海軍燃料廠（四日市本廠及名古屋
分工場）ヲ硫酸製造工場ニ転換シ之ヲ直営スルノ件」「第二号
議案、旧第三海軍燃料廠（徳山市所在）ヲ硫酸製造工場ニ転換
ノ上其ノ経営ヲ日本窒素肥料株式会社ニ委託スルノ件」他を審
議し議決した。結局、第二海軍燃料廠は日本肥料の「直営」と
なり、第三海軍燃料廠は日本窒素が経営を「委託」されること
に決定された^{〔48〕}。尚、岩国陸軍燃料廠はGHQ―SCAPとの交

渉が抄らなかつたため、議案にのぼっていない。

本稿の課題ではないが、その後の経過を記すと、昭和二年（一九四七）七月一〇日に日本肥料は閉鎖機関に指定され解散した。日本肥料の三部門「肥料配給部面」「融資部面」「生産部面」はそれぞれ別途の道を歩むこととなり、肥料配給公団、農林中央金庫に移管、新会社東海硫安工業⁽⁴⁸⁾となり再出発した。東海硫安工業の社長には、織田研一工場長が昇格着任し、昭和三年四月四日まで務めた。同社は昭和三十六年八月二九日に東海瓦斯化成⁽⁴⁹⁾と改称したが、昭和四二年六月には三菱油化⁽⁵⁰⁾に合併された。合併の経緯は複雑なので、詳しいことは「三菱油化三十年史」⁽⁵⁰⁾をみていただきたい。

おわりに代えて

以上、第二海軍燃料廠の硫安工場転換をとりまく社会状況・軍および企業の活動を実証的に述べた。化学肥料の敗戦後の生産量は開戦前の年度と比べると低い生産量である。しかし、肥料関連企業は早急に設備拡充を図り、年々実績を上げている。いわゆる傾斜生産方式決定以前に、肥料メーカー・農林省・海軍・化学工業統制会によつて肥料増産が検討され、肥料の増産が図られていた。肥料メーカーは敗戦の月の八月から生産計画・増産計画の立案に入っていた。農林省や化学工業統制会も協力した。加えて軍工廠を擁する陸海軍も「国民生活安定並二

民力涵養」のために設備・資材の民間への払い下げを企図した。さらに占領実施部隊主力の第八軍は、円滑な物資の転用に協力的であった。このような環境下、肥料関連企業は、他産業に比べて容易に資材を調達し、生産活動に向け始動した。この事実も、敗戦後企業は虚脱感に浸っていてもまともな生産活動をしていたなかつたという見方に対して、疑問を提起せざるをえない。爆撃被害の大きかつた昭和電工は、復旧を急ぎ、昭和二〇年二年二年と年をおつて生産量が増えている。一方被害の少なかつた日産化学工業は第二海軍燃料廠転換はじめ他企業に技術供与を通じて協力するとともに事業の拡大を試みた。このような肥料メーカーの企業活動は注目されてしかるべきである。

本稿で取り上げた第二海軍燃料廠の硫安工場への転換過程——軍需から民需への転用および民間への払い下げ——は、具体的に第二章で述べたとおりである。日本肥料^(株)の解散後、主に日産化学工業・日本肥料・海軍という異なる構成からなる東海硫安工業^(株)が昭和三年一月に誕生した。この海軍燃料廠の転換過程は広く他の軍工廠にもあてはめて考えることのできる一般的特徴も有するであろう。今後の課題として、他の軍工廠の転換との比較を試みることや、後の技術革新・経済成長を視座にいれた中で軍工廠の設備・資材・用地・人材がどのような役割りを果たしたのかということの検討が残っている。

(1) 例えば、鹿島平和研究所編『現代国際政治の基本文書』

(原書房、昭和六二年)、六四—六五頁。

(2) 日本硫安工業協会『日本硫安工業史』(非売品 昭和四三年)、二二—二三頁、二五四—五八頁。イビデン(株)社史編集室『イビデン七〇年史』(非売品 昭和五七年)、一二〇—一二四頁。鐵興社社史編纂委員会『鐵興社三十五年史』(非売品 昭和三六年)、一三三—一三五頁。日本輕金屬(株)『日本輕金屬二十年史』(非売品 昭和三四年)、一一五—一二頁。

(3) 参考に連合国の本件に関する政策・指令として記していただきたいことは次のことである。総司令部は、一九四五年一月一日、第二・第三海軍燃料廠の硫安工場への転換許可を出した。しかし後日出された、SCAPIN六二九「日本航空機工場、軍工廠及び研究所の管理保全に関する覚書」(二月二〇日)、SCAPIN九六二「肥料の生産、配給及び消費に関する覚書」(五月一七日)、SCAPIN九八七「日本航空機工場、軍工廠及び研究所の管理保全に関する覚書」(五月二八日)という一連の覚書きによって、海軍燃料廠・陸軍燃料廠の一部の民間企業(東亜燃料工業他)の硫安転換工事は中止に至った。ただ、四日市第二海軍燃料廠は、SCAPIN一〇三一「第二、第三海軍燃料廠の硫安転換に関する覚書」(六月二日)に基づき、計画の六分の一の生産量にあたる電解法年産二万トンの製造が許されたが、ガス法年産十万吨計画は許可されなかった。第三海軍燃料廠の転換は一切認可されなかった。なお、この総司令部の政策「認可取り下げ」に関する詳細は別稿にゆずる。

(4) 戦前戦後の連続と非連続に関する論文に例えば、つぎのものがある。大内力「戦後改革と国家独占資本主義」、大石嘉一郎「戦後改革と日本資本主義の構造変化——その連続

説と断絶説——」(以上二論文は、東京大学社会科学研究所編『戦後改革Ⅰ 課題と視角』東京大学出版会、一九七四年、所収)。ドイツにおける研究状況に言及した論文に、工藤章「IGファルベンの解体」(、二一七頁(東大社研)『社会科学研究』三八巻一、一九八六年)。連続面と断絶面の研究の必要性を指摘したものに、例えば、戦後改革研究会『戦後改革研究会報告——戦後改革研究の課題と視角』(東大社研)『社会科学研究』二二巻五・六合併号、昭和四五年、一四二—四三、一六二—六六、一七六頁参照。

(5) 資本ストックの役割を指摘した著書には以下のものがある。中村隆英『日本経済 その成長と構造』(東京大学出版会 第二版 一九八〇年) 一四三頁。香西泰『高度成長の時代 現代日本経済史ノート』(日本評論社 一九八一年) 一〇一、一一〇—一一頁。ドイツについては、出水宏一『戦後ドイツ経済史』(東洋経済新報社 昭和五三年)、一三、一八一—九頁。

(6) 渡辺徳二編『戦後日本化学工業史』(化学工業日報社 昭和四八年) 二九—三〇頁。敗戦直後の企業活動研究が遅れていること、企業活動が行われていないイメージがあること、以上二点は筆者が中村隆英先生から教示いただいたことである。

(7) 前掲『日本輕金屬二十年史』、一一五—一二頁。同社新潟工場は天然ガスの利用まで考えていた。

(8) 仙波恒徳「対日賠償政策の推移」(産業政策史研究所編『産業政策史研究資料』、非売品、一九七九年) 三七—四〇頁。

(9) 神崎清「徳山工場の回想」(鎌田正二編『日本窒素史への証言 第六集』、非売品、昭和四四年) 三四—六八頁。その

- 他、賠償問題との関係で軍工廠の転換にふれているものにつぎの著書がある。岡野鑑記『日本賠償論』(東洋経済新報社 昭和三年)。原明『第一巻 総説 賠償・終戦処理』(大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで』第一巻、昭和五〇年)。
- (10) 石川一郎文書『硫安部』、C—2、D—1—1—1 (石川一郎文書—東大経済学部図書館所蔵—以下石川文書と略記する)。
- (11) 例えば、日産化学工業㈱『八十年史』(非売品 昭和四四年)一〇六—一〇七頁。註13を参照せよ。
- (12) 米国防略爆撃調査団報告書が有用である。石油化学産業については、奥田・橋本訳『日本における戦争と石油』(石油評論社 一九八六年)。その他各産業の社史をみられたい。註(4)を参照せよ。
- (13) 奥村政雄「私の履歴書」(日本経済新聞社編『私の履歴書 第十七集』昭和三七年)六六頁。「奥村政雄略伝、三四頁(日本カーバイト工業㈱)『日本カーバイト工業株式会社二十年史』非売品 昭和三三年)。
- (14) 昭和電工㈱『昭和電工五十年史』(非売品 昭和五二年)一〇五—一〇六、一〇八頁。
- (15) 石川文書N—18—14「関連会社資料(4)、N—19—19。
- (16) 江藤淳編『占領記録第一巻 降伏文書調印経緯』(講談社 一九八一年)一八八—一九三頁。尚、この一般命令は陸海軍および外務省で様々の角度から検討され、終戦後の対応策が討議された。
- (17) 海軍『政府及大本営 連合国最高司令官間 連絡事項2 / 3 海軍副官部 自昭和二十年八月 至昭和二十年十月』所収、防研図、一—終戦処理—四七。尚、防研図は防衛庁防衛研究所図書館の略称、以下同じ。
- (18) U. S. Army, Reports of General MacArthur MacArthur in Japan: The Occupation; Military Phase Vol. I Supplement (Washington: U. S. Government Printing Office, 1966) p. 27, p. 138, pp. 117-47. 我が国は、米国の政策が「対日軍事的処理」から「政治・経済処理」に順次移っていくとの見通しを持っていた。「降伏後二於ケル米国防初期」対日方針「説明」、昭和二〇年九月三〇日(降伏後二於ケル米国防初期対日方針説明)所収、防研図、一—終戦処理—二〇九。
- (19) 佐鎮資料「対米接取関係参考事項覚」(第三海軍燃料廠 撮要(一般) 昭和二十年九月三日 昭和二十年十二月十三日)所収、防研図、一—終戦処理—一〇四。
- (20) 前掲『政府及大本営、連合国最高司令官間 連絡事項2 / 3 海軍副官部』所収。
- (21) 外務省編『初期対日占領政策(上)朝海浩一郎報告書』(毎日新聞社、昭和五三年)五一、六〇頁。
- (22) 海軍少佐小長谷睦治「終戦関係綴」所収(防研図、一—終戦処理—一七)。
- (23) 同右。
- (24) 石川文書『戦後設備転換(1)』所収、H—14—1—1、C—1—1—1。
- (25) 田代三郎「終戦半歳国盗(損じ)物語 付野口研究所縁起」(鎌田正二編『日本皇室史への証言 第二十二集』非売品 昭和五九年)五—三七頁、特に三二—三三六頁。田代三郎談 昭和六二年四月九日。
- (26) 関連資料が前掲石川文書H—14—1—1に多数ある。一例を示せば、大日本技術会会長「旧陸軍燃料研究活用ノ件」。
- (27) 陸海軍の施設・資料に関しては、防研図の「終戦処理」

- および「引渡し目録」関連資料目録を閲していただきたい。
 (28) 三重県総合教育センター編「三重県教育史 第三巻」、一九八二年、十二章十一—二十二頁。
- (29) 国立国会図書館憲政資料室GHQ文書〔以下GHQ文書と略記〕、三重県軍政部資料—東海硫安工業(株)関連資料〔以下GHQ—MIE—Tと略記する〕。同じ資料が防研図にも所蔵されている。前掲第三海軍燃料廠「撮要(一般)」。
- (30) GHQ—MIE—T資料。この許可は、G—IV—FLO T LOSCAP—SIX ARMY—USBSにも配付された。特に第六軍は一〇月二二日に増刷を行い、在京都第一軍団と第五水陸両用艦隊に送付した。さらに第一軍団から名古屋第二五軍・在大阪第九八軍に写しが下達された。一時的ではあるが、転換の許認可権がESSから第六軍・第八軍に移った。期間は昭和二〇年一〇月末から翌二一年一月頃までである。
- (31) GHQ—MIE—T資料。筆者は森田貫一中将(終戦時海軍省軍需局長)に何度も教示を受けたが、終戦直後はソ連の北海道進攻問題に忙殺されていた、とのことで、本件に関しては覚えていない、とのことである。当時の本問題担当者は鈴木俊郎大佐〔海軍省軍需局局長〕であった。また、終戦時第二海軍燃料廠廠長並河孝少将は回想記の中で、転換問題に言及している。海軍技師田中忠男氏の回想では、「並河廠長から残ってくれと依頼を受けた。並河廠長の命令で書類を持ち、上野・鈴鹿・津へ行った」とのことである。田中談、昭和六二年五月二五日。並河孝、「一海軍化学技術者 八十年の歩み」(非売品 昭和五五年) 一〇九—一一頁。
- (32) GHQ—MIE—T資料。
- (33) 前掲「日本硫安工業史」、一七〇—七一頁。
- (34) 日本肥料(株)「日本肥料株式会社解散二際シ其ノ処理方針説明書」(石川文書)「日本肥料株式会社(五)」所収、E—六一—五。
- (35) 山川貞市「雑記帳」山川朝子様の御好意でコピーを筆者所蔵。当時の海軍内部の動きを知り得る貴重なメモ。山川大佐略歴、海軍省軍需局局長↓第二海軍燃料廠↓日本肥料(株)↓東海硫安工業(株)。
- (36) 例えば、三菱油化(株)「日本石油化学工業成立史考」(非売品 昭和四五年) 八三頁。三菱化成工業(株)「三菱化成社史」(非売品 昭和五六年) 一三〇—一三一頁。
- (37) 菊地恭平談 昭和六三年四月二六日。菊地氏は、粧野精二郎部長の指示に基づき、徳山・岩国の硫安転換に従事し、主に渉外を受けもった。後日四日市に移る。
- (38) 筆者の調査したところでは、日本窒素は北朝鮮からの引揚げに忙殺され、トップは四日市進出の決断を下せる状況になかった。なお、海軍技術士官藤崎直達氏(日窒より出向)は「東京本社田代三郎氏に第二海軍燃料廠の現状を報告した」とのことである。藤崎談、昭和六二年二月二日。
- (39) 日産化学工業は大正十五年にイタリアアモンテイカティニ社と特許契約。大日本人造肥料(株)「大日本人造肥料株式会社五十年史」(非売品 昭和十一年) 一一八頁。前掲「八十年史」 八七—八八、一一〇頁。
- (40) 片淵智談、昭和六二年七月十日。「東京で企画し、東京と四日市を往来した。反応筒の内部構造で苦労した」とのことである。
- (41) 内海碩夫氏。内海氏は織田研一氏の要請に答えて、日産化学工業から日肥四日市工場に移る。内海談、昭和六二年

- 三月二十八日。連合国の要請で、三井啓業技術中佐は大船第一海軍燃料廠にて海軍技術の報告書を作成する。その後四日市へ移る。この報告書は後日P Bレポートとなり、公表された。詳しくは、燃料懇話会『日本海軍燃料史(上)』(非売品 原書房 昭和四七年) 四七四—九九頁。
- (42) 左記の杜史および筆者のインタビュー調査に基づき作成。東海瓦斯化成(株)四日市工場『工場一五年の歩み』(非売品 昭和三六年) 一三一—一五頁。東海瓦斯化成四日市労働組合『組合二十年誌』(非売品 昭和四一年)、年表参照。
- (43) 竹井俊郎『開発技術の旅六十年』(非売品 昭和五一年) 一一六—一二五頁。
- (44) 長沢玄光編著、苦米地義三述『苦米地義三回顧録』(浅田書店 昭和二六年) 二五一頁。
- (45) 花王石鹼(株)『花王石鹼七十年史』(非売品 昭和三五年) 二九二頁。
- (46) 日産化学工業(株)『大日本油脂和歌山工場硫酸安転換計画』、大日本油脂(株)『潤滑油生産設備転換計画書』(昭和廿年九月拾七日)、日産化学工業社長苦米地義三、花王石鹼(株)長瀬商會社長「新会社創立案」、以上全て石川文書N—18—4「戦後設備関係資料(4)」所収。前掲『八十年史』、三一九頁。
- (47) 前掲石川文書N—18—4、C—1九八。
- (48) 日本肥料(株)「第六三回理事会案内状」(昭和二十二年二月二〇日付重政理事長発。二月二二日化学統制会受、石川文書E—6—5「日本肥料株式会社(五)」所収、G—1四〇—(4)。
- (49) 前掲『八十年史』、一一〇頁。前掲『組合二十年誌』、七頁。
- (50) 前掲『三菱油化三十年史』、一八八—一九一頁。伊原郁太郎『素顔の三菱紳士』(育英出版社 一九八〇年) 八九—九五頁。

七頁参照。伊原郁太郎「池田さんと東海瓦斯化成」(池田亀三郎追想録編集委員会『池田亀三郎』、非売品、昭和五三年、一三四—一三八頁参照)。

(東京工業大学大学院)